OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

公認會計士受驗者のために

諏訪邦一

一、序

昭和二十三年七月六日に「公認會計士法」が公布せられ、從來の「計理士法」は同年七月三十一日迄をもつて廢止となつた。かくて來る昭和二十四年四月一日（其後昭和二十五年四月一日からに改正）より財産目錄、貸借對照表、損益計算書、その他財務に關する書類の監査證明は公認會計士の獨占業務となる。以下高松財務局理財部、間島理財課長の依頼により簡單に公認會計士となるための手續を述べて、各位の參考に供したいと思ふ。詳細については最寄の各財務局理財部理財課又は各稅務署に問ひ合せるか、或ひは昭和二十三年七月六日、十二月一日及び十二月十日（十二月二十八日）附官報をみられたい。

二、公認會計士試驗

公認會計士試驗は公認會計士となるための資格試驗であつて、一般（假稱）公認會計士試驗と特別公認會計士試驗とに分けられ、何れかに合格するならば所定の登錄によつて公認會計士としての業務を開始することが出來る。一般（假稱）公認會計士試驗は恒常的に每年實施せられるもので、第一次試驗、第二次試驗及び第三次試驗の三段階に分たれる。特別公認會計士試驗は特定の資格を有する人に昭和二十六年七月三十一日迄の期間内に限つて課せられる試驗であつて、豫備試驗と本試驗とに分たれる。夫々の試驗の内容を一覽表に示せば次の如くで

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

ある。

公認會計士試驗一覽表

種類＼項目	受驗資格	試驗科目	試驗方法	試驗施行地
一般（假稱）公認會計士試驗　第一次試驗	男女共年齡學歷制限ナシ	一、數學 二、國語 三、論文	筆答試驗 特定有資格者ハ免除サル	各財務局所在地
一般（假稱）公認會計士試驗　第二次試驗	一、第一次試驗合格者 二、第一次試驗免除ノ資格ヲ有スル者 註　同上	一、會計學　二、簿記 三、原價計算　四、經濟學 五、經營學　六、財政學 七、金融論 八、民法（親族相續法ヲ除ク） 九、商法（海商法手形法小切手法ヲ除ク）	筆答試驗 特定ノ有資格者ニハ特定試驗科目又ハ受驗ガ免除サレル	各財務局所在地
一般（假稱）公認會計士試驗　第三次試驗	一、第二次試驗ノ合格者又ハ全科目免除者ニシテ特定ノ條件ヲ有スル者（受驗手續參照） 二、三年以上計理士トシテ檢查證明ノ業務ニ從事シタ者 註　同上	一、財務ニ關スル監查分析ソノ他ノ實務	筆答試驗 免除ナシ	東京都
特別公認會計士試驗　豫備試驗	一、特定有資格者 註　同上	一、財務ニ關スル監查ソノ他ノ會計實務	筆答試驗 免除ナシ	各財務局所在地
特別公認會計士試驗　本試驗	一、豫備試驗合格者	一、財務ニ關スル監查ソノ他ノ會計實務	筆答試驗 免除ナシ	東京都

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

試驗回數	試驗期日及び時間	合格者の特典	受驗手續
每年一回 但昭和二十三年ニハナイ	豫メ官報デ公告 第一回試驗期日ハ昭和二十四年二月十三日 數學（九時ー十一時） 國語及ビ論文（十二時ー十六時）	第二次試驗ノ受驗資格ヲウル	左記書類各一通宛ヲ一括シテ志願者住所地管轄ノ財務局（理財部理財課）ヲ經テ公認會計士試驗委員會長（河本文一）宛ニ願書受付期間中ニ提出スル 一、受驗願書（所定樣式ニヨル）
第一次試驗終了後、每年一回 但昭和二十三年ニハナイ	豫メ官報デ公告 第一回試驗ハ昭和二十四年四月中旬頃ニ實施セラルル豫定	會計士補資格ヲウル。登錄ニヨリ監査證明以外ノ業務ヲ行ヒウル。一定ノ條件ニヨリ第三次試驗受驗資格ヲウル	同上一、二、三ノ書類ニ左記書類ヲ添附シテ提出スル 四、第一次試驗合格證書ノ寫又ハ第一次試驗免除者デアルコトヲ證スル證書 五、試驗科目免除ヲ希望スル者ハソレヲ證スル證書ノ寫及ビソノ旨ヲ記載シタ書類
每年一回 但昭和二十三年ニハナイ	豫メ官報デ公告 第一回試驗期日ハ昭和二十四年九月中旬頃ノ豫定コレハ第二次試驗ノ全科目免除者合格者及ビ計理士ニシテ實習期間ヲ終ヘタモノト看做サレルモノニ對シテ行ハレル	公認會計士資格ヲウル	同上一、二、三ノ書類ニ左記書類ヲ添附シテ提出スル 四、會計士補實務補習修了ヲ證スル書類（補習期間ハ一年以上） 五、二年以上會計士補トシテ財務書類ノ監査又ハ證明ノ業務ニツキ公認會計士ヲ補助シタコトヲ證スル官公署該當公認會計士ノ發行スル證明書
每年二回 但昭和二十三年ニハナイ且昭和二十六年度ハ一回	豫メ官報デ公告 第一回試驗期日ハ昭和二十四年二月十九日及ビ二十日ノ兩日（十九日ノ十三時ー十六時）會計實務（二十日ノ十三時ー十六時）會計學（二十日ノ十三時ー十六時）	引キツヅキ施行サレル本試驗受驗資格ヲウル	同上一、二、三ノ書類ニ左記書類ヲ添附シテ提出スル 四、特定有資格デアルコトヲ證スル證書又ハソノ寫
每年二回 但昭和二十三年ニハナイ且昭和二十六年度ハ一回	豫メ官報デ公告 第一回試驗期日ハ昭和二十四年三月中旬頃ニ第二回ハ十一月中旬頃ノ豫定	公認會計士資格ヲウル	豫備試驗受驗手續ヲトツテオケバヨイ 豫備試驗ト合シテ特別公認會計士試驗トナルノデアルカラ特別ニ受驗手續ヲ要シナイ

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

二、履歴書 三、寫眞（最近一年以内撮影ノ手札型寫紙ナシ）		三年以上計理士トシテ檢査證明ノ業務ニ從事シタモノハ四、五ノ代リニ計理士デアツタ期間ヲ記載シタ書類ヲ添付スル	
受驗料	受驗願書ノ所定ノ場所ニ收入印紙二百圓ヲ消印セズニ貼付スル	同　上 收入印紙五百圓	同　上 收入印紙五百圓
第一回試驗ノ願書提出期間	昭和二十四年一月五日ヨリ同年一月二十日迄		昭和二十四年一月五日ヨリ同年一月二十日（末迄ニ改正）
試驗携帶品	一、受驗票 二、筆記用具 三、辨當 註（計算ニハ鉛筆ヲ用ヒテモヨイ）	同上一、二、三ノ外ニ左記ノ携帶ヲ認メル 四、六法全書 註（同上） （答案ハインキヲ用フ）	同上一、二、三ノ外ニ 四、算　盤 五、計算尺 註　同　上	同　上 註　同　上	不　要

三、解　說

(一)　公認會計士試驗の受驗に關し特典を有する者は次の通りである。

1、第一次試驗が免除せられ第二次試驗受驗資格を有する者

A、新制大學を卒業した者

B、舊制の高等學校高等科又は舊制專門學校の卒業者、舊制大學豫科修了者

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

C、外國に於いて十六年の學校教育課程を修了した者
D、學校教育法施行規則第七十條第二號の規定により文部大臣の指定を受けた者
E、舊制大學の在學者、卒業者又は學士試驗の合格者
F、高等試驗令によつて文部大臣が舊制高等學校高等科又は舊制大學豫科と同等以上と指定した學校の卒業者若しくは舊陸軍經理學校（甲種）卒業者
G、高等試驗豫備試驗合格者
H、舊計理士試驗合格者
I、新制大學卒業者と同等以上の學力があると認められて大學の專攻科（大學院を含む）に入學を許可された者

2、第二次試驗科目の中特定科目の免除を受け得る者とその免除科目

A、新制大學、舊制大學（豫科を含む）舊制高等學校若しくは舊制專門學校に於いて三年以上會計學、簿記原價計算、經營學又は商業數學に屬する科目の教授若しくは助教授であつた者又はこれ等の科目の研究によつて學位を授與された者は會計學、簿記、原價計算、經營學及び金融論の五科目が免除される。

B、前記の學校で三年以上經濟原論、經濟學史、經濟史、經濟政策、財政學又は統計學に屬する科目の教授若しくは助教授であつた者又は此等の科目研究によつて學位を授與された者は經濟學、財政學及び金融論の三科目が免除される。

C、前記の學校で三年以上法律學に屬する科目の教授若しくは助教授であつた者又は法律學に屬する科目の研究によつて學位を授與された者は民法及び商法の二科目が免除される。

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

D、第二次試驗の九科目の中、一又は二以上について高等試驗、本試驗を受けこれに合格した者は當該試驗において受驗した科目が免除される。

3、第一次試驗及び第二次試驗が免除せられ第三次試驗受驗資格を有する者

昭和二十四年三月末日迄に於いて三年以上計理士として檢査證明の業務に從事していた者

4、特別公認會計士試驗豫備試驗受驗資格を有する者

A、會計學、簿記、原價計算、經營學又は商業數學に屬する科目の研究によつて學位を授與された者

B、通算して三年以上次ぎの職にあつた者

イ、計理士及び稅務代理士

ロ、新制大學、舊制大學、舊制高等學校及び舊制專門學校で會計學、簿記、原價計算、經營學又は商業數學に屬する科目の教授、助教授又は講師

ハ、行政機關で會計檢査、銀行檢査、法人稅、又は會社その他の團體の財務に關する行政事務を直接擔當する二級官以上の職及び三級官で課長の職にあつた者

ニ、銀行、信託會社、保險會社又は特別の法律によつて設立された法人であつてこれ等に準するものにおいて資付その他資金の運用又は會計に關する事務を擔當する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上に相當する者

ホ、前項以外の會社又は特別の法律によつて設立された法人において會計に關する事務を擔當する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上に相當する者

ハ、會計學、簿記、原價計算、經營學及び商業數學又は財務に關する研究若しくは調査を目的とする機關

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

で會計士管理委員會の指定する研究又は調査の責任者

註　1、以上の會社は外國法人を含む

2、以上の課長は支店における課長を含む

3、受驗志願者が適法な受驗資格を有するものであるか否かは會計士管理委員會事務局において點檢し會計士管理委員會の議を經て決する。

(二)　公認會計士試驗の程度

1、第一次試驗は第二次試驗を受驗するに相當する一般基礎的學力を有するかどうかを判定する目的を以つて行ふので舊制高等學校文科卒業程度の試驗である。

その內數學は算術、代數、平面幾何を意味する

2、第二次試驗は將來公認會計士又は會計士補となるに相當する專門的學識を有するかどうかを判定する目的を以つて行ふ所の舊制大學卒業程度の試驗であつて具體的には從來の高等試驗程度と解してよい。

A、會計學は狹義の會計學で評價論を含めた財務諸表論と解してよい。

B、簿記は商業簿記、工業簿記及び銀行簿記に關する簿記原理の外に帳簿組織及び勘定組織を包含する。

C、原價計算は製造工業における原價計算論の外に原價計算簿記をも含む。

D、經濟學は經濟原論のみならず經濟學一般として經濟政策をも含むものである。

E、經營學は經營管理組織論の外に豫算統制、企業財務及び經營比較論を含む。

F、金融論は貨幣論及び銀行論を意味する。

3、第三次試驗は公認會計士となつて實際に財務書類の監査證明を行ふに充分なる專門的學識の應用實務能力

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

を有するかどうかを判定し得る程度の試驗である。

A、財務に關する監査分析とは貸借對照表、損益計算書並びに財産目錄即ち財務諸表の監査、分析を意味し經營の監査、分析を含まない。

B、その他の會計實務とは簿記實踐のことであつて記帳及び帳簿組織を含めて財務諸表作成に關する技術を意味する。

4、特別公認會計士豫備試驗は特別公認會計士本試驗を受驗するにたる實務能力を有するかどうかを判定する程度の試驗である。

A、財務に關する監査とは財務諸表の監査を意味するものと解してよいであらう。

B、その他の會計實務とは財務諸表作成に關する技術と解してよいであらう。

5、特別公認會計士本試驗は公認會計士となるに充分なる高等の專門的應用能力を有するかどうかを判定する程度の試驗である。試驗科目の內容は豫備試驗と同樣であるが豫備試驗程度よりは高度の試驗が課せられるであらう。

（註）昭二三・一二・二八の改正で引きつづき三年以上計理士の業務に從事していた者は會計士補の資格を有することとなつたから所定の期間內に所定の登錄をすることによつて會計士補となることが出來る。但引きつづき十年以上計理士の業務に從事していた者は會計士管理委員會へ會計に關する研究報告書又は意見書を提出しその審査をもつて特別公認會計士試驗にかえることが出來る樣になつた。

（三）公認會計士試驗受驗願書の樣式

紙型折上り國定規格B列五番で横十八糎二耗、縱二十五糎七耗（舊半紙判）に次の如く記載する。但第二次試驗受驗の場合を示す。

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

受験願書

消印しない

収入印紙
五〇〇圓

本籍　香川縣高松市野方町八番地
現住所　香川縣高松市田町百貳拾番地
現職　高松商事株式會社社員

高松（タカマツ）吉三郎（キチサブロウ）
大正七年五月三日生

受驗の場所　高松

右者公認會計士試驗第二次試驗を受けたいから履歴書、寫眞、受驗資格證明書を添えてこの段お願い致します。

昭和二十四年×月×日

右

高松吉三郎㊞

公認會計士試驗審査會長殿

添付書類目錄

一、履歴書　壹通
一、寫眞　壹通
一、第一次試驗合格證書の寫　壹通

その他公認會計士試驗の受驗願書は以上に準じて記載する。添付書類目錄は夫々必要添付書類名を記載して

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

添付書類の表紙として一括する。尙受驗の場所は住所地所轄の財務局所在地に限らず試驗が施行せられる場所で受驗に都合のよい所を選擇して記載すればよい。

履歷書は樣式は所定せられていないが本籍、現住所、氏名、生年月日、學歷、職歷の外に公認會計士法第四條第一項各號に該當するかどうかを必ず記載しておくこと。受驗資格證明書は銀行、會社の代表者、所屬長官、所屬學校長等の公式證明書でなければならない。

(四)　其の他參考事項

1、會計士、管理委員會の委員は現在左の五氏である。

委員長　元會計檢査院長　河本文一

委員　日本計理士會長　中瀨勝太郎

委員　日本計理士會東京支部長　島田浩

委員　元東京大學教授　中西寅雄

委員　元東京商大專門部教授　村瀨玄

2、公認會計士法及び公認會計士試驗規則に關し疑義ある場合は左記に問ひ合せられたい。

東京都千代田區內幸町一ノ二　大藏省別館　會計士管理委員會事務局

四、結　び

以上によつて公認會計士試驗受驗の大略を諒解し得ると思ふ。日本經濟復興に外資導入近し（昭二四・一・一四

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

渉外局發表をみよ）と傳へられる昨今嚴正なる第三者として財務書類の監査證明を行ふ公認會計士の責務は極めて重大なるものがある。人格高潔にして識見力量共に勝ぐれたる有能の士の受驗を切に希望する次第である。

（昭和二十三年十二月二十三日記）

（二四・一・二〇校正）